

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分する。

令和5年11月14日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,428,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		17,459,378	8,360	17,467,738
	1 県補助金	17,459,378	8,360	17,467,738
歳入合計		25,420,534	8,360	25,428,894

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,483	8,360	80,843
	1 総務管理費	72,483	8,360	80,843
歳出合計		25,420,534	8,360	25,428,894

令和 5 年度

春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) 説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 県支出金	17,459,378	8,360	17,467,738
歳入合計	25,420,534	8,360	25,428,894

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	72,483	8,360	80,843		8,360			
歳出合計	25,420,534	8,360	25,428,894		8,360			

(2) 歳 入

2(款) 県支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
1(項) 県補助金	17,459,378	8,360	17,467,738
1(目) 保険給付費等交付金	17,459,378	8,360	17,467,738

(3) 歳 出

1(款) 総務費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 総務管理費	72,483	8,360	80,843		8,360			
1(目) 一般管理費	56,590	8,360	64,950		8,360			

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	8,360	特別調整交付金分

節		説明
区分	金額	
12 委託料	8,360	産前産後減額制度に係るシステム改修